

北波多小学校 いじめ防止基本方針

令和2年5月1日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。つまり、いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないものである。

本基本方針は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見、解消に積極的に取り組み、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない学校を創るために策定するものである。

1 いじめに対する基本的な考え方（「いじめ防止対策推進法第2条」参照）

【第2条】この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

学校では「いじめ」を訴えた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を絶対に守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

2 いじめの未然防止の取組

(1) 児童への指導

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、「いじめは決して許されないこと」という認識を持たせるような学級づくりを行う。
- ② わかる授業づくりを進め、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育む。
- ③ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促すよう指導する。

(2) 教職員としての自覚

- ① 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ② 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を

深める。

- ③ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。また、問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求めるなど、情報収集や連携に取り組む。

(3) 学校全体の取組

- ① 全校朝会等で、校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ② いじめに関するアンケート調査を年2回実施する。「いじめ防止委員会」で協議し、児童の様子、変容等を教職員全体で共有する。

3 いじめの早期発見の取組

- (1) 日頃からの児童の見守りやアンケート調査等を活用するなど、小さな変化を見逃さない。また、生活等の悩み等の把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を保ち児童との信頼関係を深める。(担任等)
- (2) 保健室を利用する児童との雑談の中で、その様子に目を配るとともに小さな変化については、その機会を捉え悩みを聞く。(養護教諭等)
- (3) 休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡視等を行い、児童の様子や場の異常の有無を確認する。(管理職、級外等)
- (4) 児童や保護者、教職員の悩みを受け止められる教育相談の体制を整え、適切に機能するように定期的に点検する。(生徒指導主任、教育相談担当等)

4 いじめ事案への対応

(1) 情報収集

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(複数で対応)
- ② 児童、保護者からの相談や訴えは真摯に傾聴し、具体的な情報を集める。
- ③ 発見、通報を受けた場合【覚知】は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行い、校内いじめ対策委員会にて【認知】の有無を判断する。

(2) 指導・支援体制

- ① 「いじめ防止委員会」(いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう)を設定する。
 - 事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。
 - 「拡大いじめ防止委員会」、教育委員会や関係機関等との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ① 被害児童や通報児童の安全を確保するとともに、被害児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を払拭させる。
- ② 加害児童への指導に当たっては、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、必要に応じて、別室指導や出席停止制度を活用し、被害児童らの教育を受ける環境の確保を図る。
- ③ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、対応が困難な場合のサポート体制を整える。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援

を行う。

- ⑤ 保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法等について話し合う。

5 ネットいじめへの対応

- (1) 携帯電話、スマートフォンの校内への持ち込みについては、原則禁止とする。
- (2) インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、これを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童や保護者に対して啓発活動を実施する。
(学級便り、学校便り、PTA 研修会、「子どもたちの SOS が聞こえますか」「子どものサインに気づくための親の振り返りシート」等)
- (3) 学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と相談しながらネットパトロールへの協力を要請するなど、早急に対処する。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の意味（第 28 条 第一項）
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 児童が相当の期間（30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている場合
- (2) 対応について（学校の設置者の指導・助言のもと慎重に対応する。）
 - ① 即時に市教育委員会、教育事務所、県教育委員会へ報告する。
 - ② 「いじめ防止委員会」で、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
 - ③ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に報告する。（適時、適切な方法で経過報告があることが望ましい。）
 - ④ いじめを受けた児童および保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報に関する法律等を踏まえること。

7 職員研修

いじめ防止対策推進法に係る説明会、いじめ防止に係る教員の資質向上のための研修会、生徒指導主事研修会、いじめの問題に関する指導者養成研修会等に参加した者を講師として、職員研修会を随時開く。

8 取組体制の点検および評価

- (1) 学校評価において、年度毎の取組について児童、保護者からのアンケート調査や教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組改善に生かす。
- (2) 地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを推奨していく。